

高レベル放射性廃棄物の最終処分 に向けた今後の取組の進め方

平成26年9月30日

経済産業省

1. これまでの経緯

第1回最終処分関係閣僚会議(2013年12月)

見直しの方向性を確認

- 現世代の責任として、地層処分を前提に取組を進める。
- 将来世代が最良の処分方法を再選択できるよう、可逆性・回収可能性※を担保する。
 - ※可逆性: 処分事業の選定プロセスを元に戻すこと
 - ※回収可能性: 地層処分場において廃棄物を回収可能な状態に維持すること
- 国が、より適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を提示し、重点的な理解活動を行った上で、複数地域に対し申し入れる。

エネルギー基本計画(2014年4月)

上記方向性を閣議決定

総合資源エネルギー調査会 放射性廃棄物WG(2014年5月)

取組や体制の改善策等を専門家から提言

- 可逆性・回収可能性の担保
- 代替処分方法等の研究開発の推進
- 社会的合意形成の段階的な醸成
- 住民参加型の検討の場の設置
- 地域の持続的発展支援
- 実施主体・体制の信頼性確保

(参考)最終処分地選定プロセスの見直し

第1回最終処分関係閣僚会議(2013.12) 新たなプロセスを追加

国による科学的有望地
の選定(マッピング)

重点的な理解活動
(説明会の開催等)

- ・ 自治体からの応募
- ・ 複数地域に対し、国から申入れ

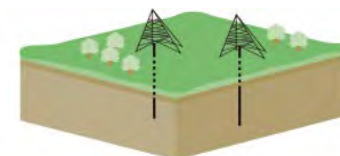
最終処分法で定められた選定プロセス

①文献調査



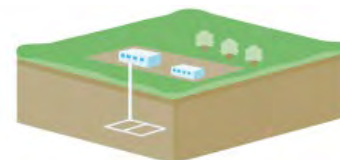
②概要調査

(ボーリングの実施等)

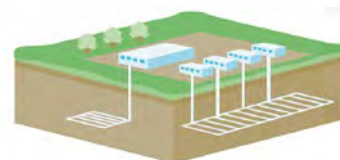


③精密調査

(地下施設の建設・試験)



施設建設
廃棄物搬入開始



20年
程度

2. 今後の進め方(案)

○「科学的により適性が高いと考えられる地域」の具体的要件・基準等について、以下の2要素を考慮し、総合資源エネルギー調査会(総合エネ調)にて専門家の更なる検討を進める。

ー 地球科学的観点からの適性

【参考】総合エネ調 地層処分技術WG中間とりまとめ(2014年5月)

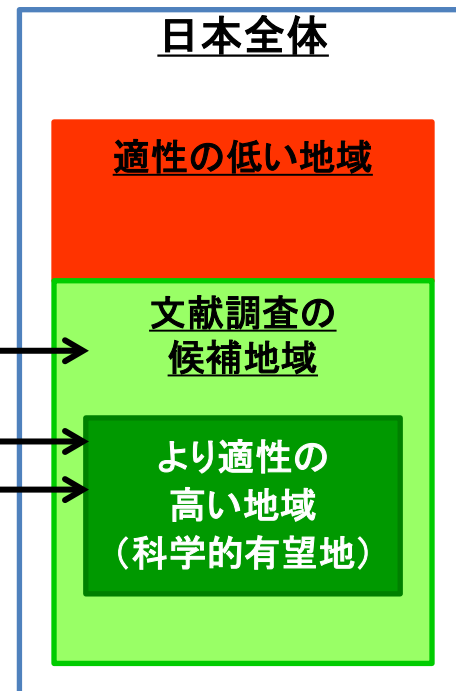
処分に適さない地域として避けるべき要件:

- ①火山から15km以内、②過去10万年の隆起量が300m(沿岸部は150m)超、③活断層がある場所において断層長さの100分の1の幅

ー 社会科学的観点からの適性

(諸外国の検討項目例)

環境の保護、土地利用の状況、輸送の確保、人口密度など



○処分地選定を円滑・着実に進めるには、選定の考え方や進め方に関し地域の理解を得ていくことが第一。そのため、全国知事会等とも連携し、国から都道府県・市町村に対し情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねていく。

○総合エネ調の審議等を踏まえ、最終処分法に基づく基本方針を改定する。